

質問第7号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成17年○月○○日付け千葉市指令保障第○○○号で通知した「平成■年○○月○○日の措置入院に関する全ての書類」（以下「本件措置入院関係書」という。）の一部を不開示とした決定は、これを取り消し、次の1から6までに掲げる部分を除いて開示すべきである。

- 1 「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中6に記載された千葉南警察署生活安全課職員及び千葉県精神保健福祉センター医師の氏名
- 2 「保健所長の決裁文書」中2に記載された精神保健指定医の氏名
- 3 「措置入院に関する診断書」の表中に記載された陳述者氏名及び続柄
- 4 「措置入院に関する診断書」の表中にある精神保健指定医の氏名及び印影
- 5 「精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）」の表中に記載された指定医の氏名
- 6 「高齢障害部長の決裁文書」中7に記載された精神保健指定医の氏名

第2 質問に至る経過

質問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成17年○月○○日、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件措置入院関係書の開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件措置入院関係書には、条例第15条第3号及び第7号ウに該当する情報が記録されているとし、条例第19条第1項の規定に基づき部分開示決定を行い、その旨を平成17年○月○○日付け千葉市指令保障第○○○号で異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立て人は、部分開示決定を不服として、平成17年〇月〇〇日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 4 諒問

実施機関は、平成17年8月19日付け17千保障第〇〇〇〇号で、条例第42条の規定に基づき、審査会に諒問した。

## 第3 異議申立て人の主張要旨

異議申立て書及び意見書による異議申立て人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件措置入院関係書の部分開示決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

(1) 実施機関が条例の規定に基づき部分開示決定を行ったのは違法である。

(2) 次に掲げる部分は条例第15条第3号ただし書きのいずれにも該当する。

ア 決裁文書、保健所からの報告書、保健所の決裁文書及び診断書中の指定医の氏名と印影

イ 状況調査書及び診断書の生活歴及び現病歴中の陳述者氏名、続柄及び医師名

(3) 次に掲げる部分は事務の適正な執行に支障を生ずるとは思われず、異議申立て人の受けた人権侵害に多大なる被害があるものである。

ア 決裁文書の診察結果中（ ）内及び状況調査書中の病名、診断書病名中の主たる精神障害

イ 問題行動中の算用数字及びローマ字

ウ 現在の病状又は状態像中のローマ数字、算用数字及びローマ字

エ 診察時の特記事項中の個人の評価等を伴う情報

## 第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 本件措置入院関係書について

本件措置入院関係書は、次に掲げる書類により構成されている。

- (1)精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。  
以下「精神保健福祉法」という。) 第24条の規定に基づく「精神障害者等の保護通報書」
- (2)精神保健福祉法第27条第1項、千葉市精神保健及び精神障害者福祉関係事務取扱要領(以下「要領」という。)8の規定に基づき千葉市保健所が作成した「精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について(報告)」、「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」、精神保健指定医が作成した「措置入院に関する診断書」(2件)及び保健所における報告に係る「決裁文書」
- (3)精神保健福祉法第29条第1項及び第3項、千葉市精神保健福祉事務取扱要領11の規定に基づく措置入院決定に係る「決裁文書」、被措置入院者宛の「措置入院のお知らせ」、入院先の病院管理者宛の「措置入院決定通知書」及び保健所宛の「精神障害者の診察結果について」

### 2 条例第15条第3号(開示請求者以外の個人に関する情報)該当性について

- (1)保健所長からの「報告書」、「措置入院に関する診断書」、保健所における報告に係る「決裁文書」及び措置決定に関する「決裁文書」中の指定医の氏名と印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

また、措置入院に係る診察を行った指定医は公務員としての地位において職務を行っているものであるが、本来、氏名の開示を予定しておらず、また、措置入院に納得していない異議申立人との関係から、開示した場合にその後の日常生活や業務遂行に支障を生じさせる可能性を否定できない。

- (2)「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」及び「措置入院に関する

「診断書」の生活歴及び現病歴欄中の陳述者氏名、続柄及び医師名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

(3) 「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の調査者の印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより偽造される可能性もあり、財産その他の利益を侵害するおそれがある。

(4) 同号ただし書き該当性について

ア ア該当性について

指定医の氏名及び陳述者の氏名は、いずれも、本来、開示を予定していないことから、該当しない。

イ イ該当性について

指定医の氏名及び陳述者の氏名は、人の生命、健康、生活及び財産保護のために開示することが必要であるとは認められないことから、該当しない。

ウ ウ該当性について

公務員としての地位において職務を行った指定医の氏名については、開示した場合に私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人と同様に位置づけられており、該当しない。

以上のことから、保健所長からの「報告書」、「措置入院に関する診断書」、保健所における報告に係る「決裁文書」及び措置決定に関する「決裁文書」中の指定医の氏名と印影、「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」及び「措置入院に関する診断書」の生活歴及び現病歴欄中の陳述者氏名、続柄及び医師名並びに「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の調査者の印影を不開示とした。

3 条例第15条第7号ウ（評価、診断等情報）該当性について

「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の病名、「措置入院に関する診断書」の病名欄中の主たる精神障害、問題行動欄中の算用数字及びローマ字、現在の病状又は状態像欄中の算用数字、ローマ字及びローマ数字、診察時の特記事項中の個人の評価等を伴う情報及び措置入院決定に係る「決裁文書」の診察結果中の（ ）内は、個人の評価等を伴う事務に関する個人情報と認められる。

指定医は、診断内容を被診察者等に知らせる義務がないと認識しているからこそ、自己が正しいと考えた事実や判断を診断書に記載できるのであ

り、開示されれば、被診察者との紛争が生じることを恐れ、適正な診断書が作成されなくなるおそれがあり、ひいては、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれ」がある。

また、病名、主たる精神障害、問題行動、現在の病状又は状態像について、これらを開示することにより、異議申立人の病状が不安定になる可能性があり、精神症状が悪化する可能性が考えられるほか、透析治療にも支障を来たし、本人の生命の危険を招く事態も想定される。

さらに、精神科の疾患の診断の困難さや、客観化できるデータのある治療対象ではないという特徴から、2人の指定医の診断に一致しない部分がある。これらを開示することにより、指定医、指定病院の医師等が示し合わせていると考える可能性があり、本人の病状悪化及び精神科医、透析医、看護士、当該医療機関等の関係者に対し、危害を加えるおそれがある。

以上のことから、「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の病名、「措置入院に関する診断書」の病名欄中の主たる精神障害、問題行動欄中の算用数字及びローマ字、現在の病状又は状態像欄中の算用数字、ローマ字及びローマ数字、診察時の特記事項中の個人の評価等を伴う情報及び措置入院決定に係る「決裁文書」の診察結果中の（ ）内を不開示とした。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件措置入院関係書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のとおり判断する。

### 1 本件措置入院関係書について

本件措置入院関係書は、次に掲げる文書により構成されていると認められる。

- ア 精神障害者等の保護通報書
- イ 精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書
- ウ 保健所長の決裁文書
- エ 措置入院に関する診断書
- オ 精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）
- カ 高齢障害部長の決裁文書
- キ 措置入院決定のお知らせ
- ク 措置入院決定通知書

## ケ 精神障害者の診察結果について

2 条例第15条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

（1）実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

　本件措置入院関係書に記録された個人情報のうち、次に掲げる部分である。

- ア 「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の調査者の印影
- イ 「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の陳述者氏名
- ウ 「措置入院に関する診断書 生活歴及び現病歴」中の陳述者氏名及び続柄
- エ 「保健所長の決裁文書」、「措置入院に関する診断書」、「精神保健福祉法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果について（報告）」及び「高齢障害部長の決裁文書」中の指定医の氏名及び指定医の印影

（2）本号の趣旨及び解釈

　本号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報が含まれた個人情報を不開示とすることを定めたものである。

　ただし、これに該当する情報であっても、次に掲げる情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいことから、ただし書きにより、本号の不開示情報から除かれている。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

　これは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定がある場合又は慣行がある場合には、開示しても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により侵害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲にとどまると考えられるため、これを不開示情報から除外することを定めたものである。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

これは、不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

これは、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくなく、このうち、その職名と職務遂行の内容は、職務行為に関する情報と不可分の要素であり、市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義が大きいことから、仮に特定の公務員等個人を識別させることとなつても、不開示としないこととするものである。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号ただし書きアに該当する場合には例外的に開示することとされている。

### （3）本号該当性について

ア 本号本文該当性について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しない。

イ 本号ただし書きア及びウ該当性について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、公務員としての地位において職務を行った指定医の氏名、指定医の印影、千

葉南警察署生活安全課職員及び千葉県精神保健福祉センター医師である陳述者氏名並びに千葉市保健所職員である調査者の印影は、職及び当該職務遂行の内容に係る部分にはあたらず、本号ただし書きウには該当しない。

しかしながら、調査者の印影は、当該調査者が実施機関の職員であり、かつ、人事異動の公表その他実施機関により職と氏名を公表する慣行があり、実施機関が公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されていることから、本号ただし書きアに該当する者に関する情報である。

これについて、実施機関は、印影を開示することにより、偽造される可能性もあり、財産その他の利益を侵害するおそれがあると主張しているが、これは通常の事務に関する文書に確認印として押印されているものであることから、開示することにより偽造され、財産その他の利益を侵害するおそれがあるとは考え難い。

#### ウ 本号ただし書きイ該当性について

本件措置入院関係書は、実施機関が異議申立人を当該指定病院に措置入院させる過程で作成した文書である。この措置入院は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自傷又は他害のおそれがあると認めたときは、本人の意思に関わらず、強制的に指定病院等に入院させるものである。本人は、措置入院の処分を受けたのは指定医の診察が原因であると考え、指定医に対し、不平、不満を抱くおそれがあることは十分に想定され得る。このため、指定医の氏名を開示した場合、当該医師の通常の医療活動や日常生活に支障を生じさせるおそれがあるものと思料される。

したがって、指定医の氏名を不開示することにより保護される指定医の権利利益よりも、開示請求者の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとまではいえず、本号ただし書きイには該当しないものと判断する。

以上のことから、「精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書」中の調査者の印影を除き、本号ただし書きには該当せず、不開示とすることが妥当である。

### 3 条例第1.5条第7号（事務事業執行情報）該当性について

#### (1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

本件措置入院関係書に記録された個人情報のうち、次に掲げる部分である。

- ア 精神保健福祉法の規定に基づく状況調査書中4・現在までの主な治療歴欄の病名、措置入院に関する診断書中病名の1. 主たる精神障害及び高齢障害部長の決裁文書中( )内
- イ 措置入院に関する診断書中問題行動欄の算用数字及びローマ字
- ウ 措置入院に関する診断書中現在の病状又は状態像欄のローマ数字、算用数字およびローマ字
- エ 措置入院に関する診断書中診察時の特記事項欄に記載された個人の評価等を伴う情報

#### (2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、市等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

このうち、本号ウは、個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等を伴う事務に関し、開示することにより、当該事務の執行が阻害され、又は事務を実施する意義を失わせるなど事務の適正な執行に著しい支障が生ずる可能性がある情報を不開示とすることを定めている。)

#### (3) 本号該当性について

本件措置入院関係書に記載されている異議申立人の病名、主たる精神障害、並びに問題行動及び現在の病状又は状態像に記載されている情報は、個人の評価、判定、診断等を伴う事務に関するものであると認められる。

実施機関は、「当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれ」がある理由として、「指定医は、診断内容を被診察者（異議申立人）等に知らせる義務がないと認識しているからこそ、自己が正しいと考えた事実や判断を診断書に記載できるのであり、開示されれば、被診察者との紛争が生じることを恐れ、適正な診断書が作成されなくなるおそれがある。」と主張している。

しかし、前述2のとおり、精神保健指定医の氏名が開示されなければ、異議申立人と指定医との間に紛争が生じるおそれはないと考えられる。

また、実施機関は、開示することにより、異議申立人の病状が不安定になる可能性があり、精神状態が悪化する可能性が考えられるほか、透析治療にも支障を来たし、本人の生命の危険を招く事態も想定されるとしている。

これについて、実施機関の説明及び異議申立人の意見陳述から、異議申立人は、すでに他の医療機関において複数回にわたり病状の説明を受けていることがうかがえた。よって、これらの説明によるものと本件措

置入院関係書中に記載されている病名とが一致するかはさておき、これを開示することにより、異議申立人の病状に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとは必ずしもいえないと考えられる。

さらに、実施機関は、2人の指定医の診断に一致しない部分があり、これらを開示することにより、本人の病状悪化並びに指定医及び当該医療機関等の関係者に対し、危害を加えるおそれがあると主張している。

しかし、これも、前述2のとおり、精神保健指定医の氏名が開示されなければ、異議申立人と指定医との間に紛争が生じるおそれはないと考えられる。

したがって、実施機関が本号に該当するとして不開示とした（1）アからエに掲げる情報については、本号には該当せず、開示とすることが妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### <参考>

#### 答申に至る処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 8月19日	諮詢書の受理
平成17年 8月30日	審議（第49回審査会）
平成17年 9月20日	実施機関から理由説明書を受理
平成17年 9月26日	審議（第50回審査会）
平成17年10月19日	異議申立人から意見書を受理
平成17年11月 1日	審議（第51回審査会）
平成17年12月26日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 (第52回審査会)
平成18年 1月31日	異議申立人から意見を聴取（第53回審査会）
平成18年 4月10日	審議（第54回審査会）
平成18年 5月15日	審議（第55回審査会）
平成18年 7月11日	審議（第56回審査会）